

2020年8月19日
東北電力株式会社

2020年度第1四半期原子力規制検査における
当社原子力発電所の評価結果について

本日、2020年度第1四半期の原子力規制検査^{※1}における当社原子力発電所の評価結果が、原子力規制委員会へ報告されました。

評価結果については、以下のとおりです。

<評価結果>

	女川原子力発電所	東通原子力発電所
指摘事項	あり	なし
件数	1件	—

<指摘事項の詳細>

	件名	重要度 ^{※2}	深刻度 ^{※3}
女川原子力 発電所	女川2号機管理区域内における作業員の微量な放射性物質の体内への取り込み*（2020年3月26日発生）	緑	SL 4 (通知なし)

* 本件については、原因究明および再発防止対策の実施が完了しております。

(2020年4月13日お知らせ済み)

当社といたしましては、引き続き、改善活動の積極的かつ適切な運用に努め、原子力発電所のさらなる安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以上

※1 原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うもの。抽出された気付き事項の中から指摘事項に該当する案件の有無が確認され、指摘事項に該当する案件がある場合には、その重要度および深刻度の評価が行われる。

- ※2 重要度の評価は、事業者の保安活動の劣化状態に応じて、「緑」、「白」、「黄」、「赤」の4段階に色付けされ、事業者は、その内容に応じた改善措置を行わなければならない。このうち「緑」は、事業者自らの改善措置活動による改善が求められる水準となっている。

検査指摘事項の重要度に応じた分類

重要度		内 容
 高 低	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

- ※3 深刻度（SL：Severity Level）の評価は、重要度の評価結果を参考に、原子力安全または核物質防護への影響等により、「SL 4」、「SL 3」、「SL 2」、「SL 1」の4段階で評価され、その評価結果に応じて、規制対応措置が決定される。

なお、「SL 4」について、再発防止のための改善活動が適切に行われている場合等は、規制対応措置が不要とされ、事業者への通知は実施されない。

検査指摘事項の深刻度に応じた分類

深刻度		内 容
 高 低	SL 1	原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたもの
	SL 2	原子力安全上又は核物質防護上重要な事態をもたらしたもの
	SL 3	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたもの
	SL 4	原子力安全上又は核物質防護上の影響が限定的であるもの